

## Client Alert

26 December 2024

### Table of Contents

1. サード・パーティー・ファンディングとは？
2. 他の法域における利用状況
3. 日本での利用可能性
4. 日本の当事者による利用実績
5. 結語

## 国際仲裁アップデート No. 20

### サード・パーティー・ファンディングの手引き – 日本企業による活用の可能性

今や、クロスボーダー取引を行う日本企業であれば、訴訟や仲裁に精通していても何ら不思議ではない。日本企業については、よく紛争の相手方から提訴され、「後手に回る」イメージが一般的だが、実際にはそうではなく、仲裁機関の公表する各種統計データから、日本企業が国際仲裁を申し立てて紛争解決を図る傾向が高まっていることが明らかになっている。<sup>1</sup>

こうした背景から、日本の当事者による利用可能性を秘めた重要なツールとして、サード・パーティー・ファンディング（「TPF」）と呼ばれるものが登場している。日本企業にとっては、国境を越えた紛争解決を図る機会の増加に伴い、難解な TPF を攻略し、どうすればそのポテンシャルを自社の利益のために活用できるかを把握することが非常に重要になってきている。

本クライアント・アラートでは、TPF を取り巻く日本の規制動向を概観するとともに、TPF の実用性及びその戦略的な有用性、他の先進国における TPF の利用状況、さらには日本における TPF の先行事例について掘り下げて紹介する。

#### 1. サード・パーティー・ファンディングとは？

TPF は、第三者である資金提供者（funder）（主にプライベートファンド、以下「ファンダー」）が、法的紛争解決手続（例えば、訴訟・仲裁等、以下「訴訟等」）の一方の当事者の弁護士費用その他の手続費用の全部又は一部を融通する資金調達手法である。ファンダーは、そのリターンとして、約定した割合等により、回収額の一部を受け取る。そして何よりも重要なのは、言うまでもなく、資金を必要とする当事者が、訴訟等が不奏功に終わった場合、ファンダーに対する支払義務を負わないことが通例である点である。

TPF には多くのメリットがあるが、例を挙げると以下のとおりである。

- **財務リスクの軽減**：TPF を使えば、請求を行う当事者（claimant）（以下、「請求者」）は、手続費用を負担することなく訴訟等を遂行することができる。通常、TPF においては、敗訴時にファンダーが一切の手続費用を負担することが取り決められる（いわゆる「No Win, No Fee」）ため、請求者にとっての大きな財務的セーフティネットとなる。

とりわけ、経済的負担が大きくなり得る請求額の大きい訴訟等において、上述した財務リスクの軽減という TPF のメリットは極めて重要な意味を持つ。請求者がかかるリスクをファンダーに転嫁できれば、財務的な制

<sup>1</sup> 例えば、国際商業会議所国際仲裁裁判所（以下、「ICC」）の 2023 年の統計によれば、ICC が管理する仲裁手続に新たに関与した日本の当事者 18 名のうち、11 名が申立人、7 名が被申立人であった（[https://iccwbo.org/wp-content/uploads/sites/3/2024/06/2023-Statistics\\_ICC\\_Dispute-Resolution\\_991.pdf](https://iccwbo.org/wp-content/uploads/sites/3/2024/06/2023-Statistics_ICC_Dispute-Resolution_991.pdf) 参照）。



約のために断念していた可能性のある請求についても、権利行使の余地が広がる。

- **司法アクセス**：TPF により、TPF がなければ訴訟等にかかるコストの支払資金に窮したはずの請求者にも、司法アクセスが与えられる。

他の方法では手続費用を賄えない請求者が TPF を通じて資金提供を受けられれば、勝訴の見込みのある訴訟等の追行を資金不足のために断念せざるを得ない事態を避けることができる。TPF のこうした側面は、政府機関や多国籍企業など、潤沢な資金を有する相手方に対して請求者が訴訟等を提起する場合には特に重要である。

- **専門性及びリソース**：ファンダーからは、初期的な事案の分析、戦略立案、執行局面における留意事項など、貴重な専門知識とリソースが供与されることが少なくない。

ファンダーは、通常、TPF の領域において豊富な経験を有していることから、本案を検討・評価し、勝訴の結果を獲得する途上で障害となり得る事由を特定し、コマーシャルな観点からそうしたハードルを克服するための実効的な戦略を策定することにも手を貸してくれる場合がある。このような専門的知見は、最終的に請求者により提起された訴訟等が係属している間だけでなく、そもそも訴訟等を遂行すべきかを請求者が判断する際にも極めて大きな価値を有する。

## 2. 他の法域における利用状況

世界的に見れば、訴訟等において TPF は非常に広く利用されているといえる。

今日における TPF 市場は非常に発達しており、投資対象としても大規模なものとなっている。例えば、2020 年の TPF の世界市場規模は約 112 億ドルにも上る。<sup>2</sup>

近年の TPF の増加傾向には、近時の地政学的動向や新型コロナウイルスのパンデミックも一部寄与しているようである。パンデミック中及びその直後の時期には、TPF に対する需要が著しく増加した（自社が抱える法的諸問題による経済的な又はオペレーション上のインパクトを軽減したいという企業の実情が少なからず寄与した）とする調査結果もある。

TPF は、契約違反、不法行為、知的財産権、競争法、保険及び租税などを含む、様々な請求に利用されている。

しかし、以下に概説するとおり、多くの法域では、訴訟等において TPF を提供し得る場面や、TPF の利用方法について、一定の制限が設けられている。

### (i) イングランド及びウェールズ

イングランド及びウェールズ（以下、便宜上「英国」と表記する）では、ファンダーによる過度な支配的影響や不当な利益の享受、あるいは正義に反する傾向といった不適切（impropriety）な兆候が見られない限り、訴訟等のための TPF の提供は一般に許容されている。

<sup>2</sup> <https://www.globallegalpost.com/news/europes-share-of-litigation-funding-market-set-to-grow-as-esg-and-human-rights-fuel-cases-report-finds-1928776720>



英国の TPF 産業は大きな成長を遂げており、ファンダーの資産規模は 2010～2011 年には 2 億ポンド程度であったが、2021～2022 年には 22 億ポンドに拡大している。<sup>3</sup>こうした傾向は、TPF が訴訟等における実現性のある資金調達手法として受け入れられ、TPF への依存度が高まりつつある状況を反映している可能性がある。

英国の司法当局は、ファンダーによる適切な行動を期するため、ファンダー向けの行動規範（code of conduct）及びその関連諸規則を制定している。行動規範は、英国におけるファンダーの標準的な実務及び行動規準を定めたものである。<sup>4</sup>ファンダーの業界団体である Association of Litigation Funders は、各ファンダーに行動規範を遵守させるべく、TPF 業界全体を監督している。

## (ii) 米国

TPF が世界で最も普及しているのが米国である。一定の倫理上の要件を満たせば、ほとんどの州で TPF が許容されている。例えば、ニューヨークの裁判所は、一般論としてこのような資金提供が紛争の本案審理を促進するとの考えから、訴訟等のための TPF を認めている。<sup>5</sup>

2021 年 7 月から 2022 年 6 月までの期間において、ファンダーによる新規の TPF への投資額は 32 億米ドル（前年比 16%増）に上る。<sup>6</sup>

## (iii) シンガポール

シンガポールでは、TPF は以下に掲げる訴訟等<sup>7</sup>において利用できる。

- 国際仲裁
- 仲裁関連の裁判手続
- シンガポール国際商事裁判所（「SICC」）における手続
- 倒産関連事件

このような背景から、シンガポール法律協会（Law Society of Singapore）は、依頼者に TPF に関するアドバイスを提供する際の法律実務についての指針<sup>8</sup>を公表した。この実務指針は、(i) 守秘義務、(ii) 利益相反の管理、(iii) ファンダーが紛争について（過剰に影響力を持つことなく）適切に関与すること、(iv) TPF 契約の開示義務といった諸項目を取り上げている。

## 3. 日本での利用可能性

TPF には潜在的に多くのメリットがあることから、訴訟等において TPF を利用できるか否かについての日本の当事者による関心も高まっていると思われる

<sup>3</sup> [Litigation Funding – The UK and US rankings 2023 – The Legal 500](#)

<sup>4</sup> 行動規範およびその他の関連文書は、英国政府およびイングランド&ウェールズ訴訟基金協会のウェブサイトに掲載されている。例えば、[Documents | Association of Litigation Funders](#) を参照。

<sup>5</sup> [Third-Party Litigation Financing in the US | Practical Law \(thomsonreuters.com\)](#)

<sup>6</sup> <https://www.reuters.com/markets/us/litigation-funders-deployed-32-bln-us-investments-last-year-report-2023-02-16/>

<sup>7</sup> <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/litigation-funding-2024/singapore>

<sup>8</sup> [Council\\_GN\\_Third\\_Party\\_Funding.pdf \(mlaw.gov.sg\)](#)



る。歴史的に、日本国内の訴訟については、弁護士費用の支払方法については長きにわたり成功報酬制が採用されてきた経緯を踏まえると、TPF の概念は日本の当事者にとってそれほど奇異なものではないはずである。

日本においては、TPF を対象とする法規制が明確に確立されているとは言い難い状況にある。TPF を明文で禁止する法令は存在しないものの、法的に留意が必要な事項もある。

#### (i) 弁護士業務に関する法規制

弁護士に関連する法規制には、TPF 契約に影響を与え得る規定が存在する。その例として一般的に指摘されるもの及びそれらに抵触する懸念を緩和するために考慮すべき事項は、以下のとおりである。

- 弁護士法 72 条<sup>9</sup>：弁護士又は弁護士法人以外の者は、報酬を得る目的で、訴訟事件を含む一般法律事件に関し、鑑定、代理、仲裁、和解等の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋を業とすることができない。そのため、TPF 契約においては、ファンダーが訴訟等に関連する法的アドバイスやサービスの提供を行う旨が定められないように留意が必要である。
- 弁護士法 73 条<sup>10</sup>：何人も、訴訟その他の手段によって他人から譲り受けた権利の実行を業とすることができない。従って、TPF 契約において、ファンダーへの請求権の譲渡を規定することは避けなければならない。
- 信託法 10 条<sup>11</sup>：訴訟行為をさせることを主たる目的として信託を設定することはできない。TPF 契約はこの規定を遵守した内容とする必要がある。
- 弁護士職務基本規程<sup>12</sup>（以下「規程」）：例えば、(i) 規程 11 条は、弁護士が、弁護士法 72 条から 74 条までの規定に違反する者又はその違反を疑うに足る相当な理由のある者から依頼者の紹介を受け、これらの者を利用し、又はこれらの者に自己の名義を利用させることを禁止しており、(ii) 規程 12 条は、弁護士がその職務に関する報酬を弁護士でない者に分配することを禁止しており、(iii) 規則 13 条は、弁護士による、依頼者の紹介を受けたことに対する対価の支払及びかかる対価の受領を禁止している。従って、TPF の構成を検討する際は、これらの規定に違反しないように留意が必要である。

加えて、弁護士は、守秘義務などその他の職務上の義務を遵守するよう、また、特に日本以外の法域における訴訟では、TPF の取決めにより、適用し得べき秘匿特権（弁護士・依頼者間の秘匿特権など）が毀損されないよう、意を用いる必要がある。

#### (ii) 金融規制

TPF 契約の構成によっては、日本の金融規制が適用される場合がある。従って、以下のような諸問題を検討する必要がある。

---

<sup>9</sup> 昭和 24 年法律第 205 号

<sup>10</sup> 同前

<sup>11</sup> 平成 18 年法律第 108 号

<sup>12</sup> 日本弁護士連合会平成 16 年会規第 70 号

## 本アラートに関する お問い合わせ先：



粕谷 宇史  
パートナー  
+81 3 6271 9515  
[hiroshi.kasuya@bakermckenzie.com](mailto:hiroshi.kasuya@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
パートナー  
+81 3 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



ドミニク・シャーマン  
パートナー  
+81 3 6271 9496  
[dominic.sharman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.sharman@bakermckenzie.com)

- 貸金業法<sup>13</sup>：例えば、TPF（立替払いによる提供を含む）が、同法の適用対象たる「貸付け」（資金の提供及び返済）の経済的実態を有すると評価されるか否かを検討する必要がある。
- 金融商品取引法<sup>14</sup>：例えば、TPF が、出資対象事業に係る収益の配当又は財産の分配を受けることができる権利（いわゆる「**集団投資スキーム持分**」）として、同法の適用対象たる有価証券に該当するか否かを検討する必要がある。
- その他の金融規制：例えば、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律<sup>15</sup>又は利息制限法<sup>16</sup>が TPF に適用されるか否かといった点が含まれる。

### (iii) 外国における訴訟等

上記にかかわらず、以上に挙げたような日本の法規制が適用されない限り、外国を係争地とする（日本国外の）訴訟等において TPF を利用することは妨げられない。

今日まで日本企業による TPF の利用が最も著しいのもこうしたケース（いわゆる「投資家対国家間紛争（Investor-State Disputes）」を含む）である。

外国の法廷における訴訟等で TPF の利用が認められるか否かについての議論とは異なり、仲裁機関及びその他の諸団体の中には、TPF が仲裁等において使用される場合、一定の透明性を要求している。かかる規制は、TPF の利用を制限するものではなく、(i) ファンダー、仲裁裁判所及び当事者間の利益相反の回避、(ii) 仲裁手続に対する社会的信頼の向上、(iii) 仲裁判断の執行可能性に関する関連問題の除去、といった趣旨で制定されている。<sup>17</sup>

## 4. 日本の当事者による利用実績

既に日本の当事者が TPF を利用した事例は存在する。TPF は日本ではまだまだ普及していないが、数多くのファンダーが日本をブルー・オーシャン市場と捉えている。

日本を法廷地とする訴訟では、TPF は国外の当事者によって利用されてきた。例えば、ある著名なファンダーは、東京地方裁判所における日本の上場企業を巡る訴訟で、60名の機関投資家グループに対して資金提供を行った。

また、外国を係争地とする訴訟等に関して、ファンダーは日本の当事者に対して TPF を提供しており、以下のような例がある。

- スイスにおける訴訟において、多数の日本の機関投資家に対し TPF を提供

<sup>13</sup> 昭和 58 年法律第 32 号

<sup>14</sup> 昭和 23 年法律第 25 号

<sup>15</sup> 昭和 29 年法律第 195 号

<sup>16</sup> 昭和 29 年法律第 100 号

<sup>17</sup> 例えば、2021 年 ICC 規則 11 条 7 項は、TPF の利用を希望する当事者は、「請求又は防御のための資金調達に関する契約を締結し、仲裁の結果に経済的利害関係を有する当事者以外の者の存在及び身元を、事務局（Secretariat）、仲裁廷及び他の当事者に速やかに通知しなければならない」と規定している。



増本 充香  
カウンセラー  
+81 3 6271 9534  
[mika.masumoto@bakermckenzie.com](mailto:mika.masumoto@bakermckenzie.com)



小林 正佳  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9766  
[masayoshi.kobayashi@bakermckenzie.com](mailto:masayoshi.kobayashi@bakermckenzie.com)

- オランダ及びベルギーにおける訴訟において、日本の機関投資家グループのために TPF を提供
- ロンドンを仲裁地とする東南アジアの当事者を被申立人とする仲裁において、日本企業に対し TPF を提供
- 多数の日本の投資家がスイスに対して申し立てた投資家対国家間仲裁における TPF の提供<sup>18</sup>

総じてこれらの事例は、一般論として、日本の当事者にとっても TPF が利用可能であること、また、（請求者が訴訟等を遂行するだけの資力があるか否かにかかわらず）TPF がいかに有用な手段であるかということを示している。

## 5. 結語

TPF は、訴訟等についての支援を求める当事者に多大なメリットをもたらすものである。TPF は、訴訟等の費用の支払原資を提供し、財務リスクを軽減するだけでなく、戦略立案における専門的知見や洞察力を供与することで、勝訴の確率を高めるツールであるといえる。

一定の法的・実務的な配慮が必須ではあるが、こうしたメリットが日本の当事者にとっても無縁なものでないことは、上記の既往の諸事例からも明らかである。

TPF が進化を続け、TPF に関する情報が伝播すればするほど、日本の当事者の検討事項としての TPF の重要性はますます大きくなり、請求者とファンダーの双方に対して新たな機会が創出されることになると予想される。

\* \* \*

本アラートで取り上げたトピックに関してご相談がございましたら、お問い合わせ先担当者へいつでもご連絡ください。

<sup>18</sup> <https://www.law.com/international-edition/2024/11/22/japans-mori-hamada-joins-funder-lcm-for-150m-credit-suisse-bonds-claim/>